

日 絹 月 報

平成 23 年 3 月号 第 408 号

発行：社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 工業会及び連合会臨時総会の開催
2. 平成23年度生糸の関税割当制度の申請手続きについて
3. 第48回繊維通商問題研究会の開催
4. 特恵関税制度の適用期限の延長と見直し
5. 東北地方太平洋沖地震への対応

2011 年 3 月 11 日（金）に発生しました東北地方太平洋沖地震及び長野北部を震源とする地震により被災された産地のみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

なお、本会は今後予想される織物生産の減退に対処するため、できる産地対策の検討に入りました。

◇ 工業会及び連合会臨時総会の開催 ◇

工業会第147回（臨時）総会及び連合会第151回（臨時）総会は、3月9日にホテルグランドパレスにおいて開催され、当日の議案である工業会及び連合会の平成23年度事業計画及び収支予算案が承認された。

なお、工業会の事業計画については平成23年度に予定されている一般社団法人への移行後の公益支出計画事業に合わせた事業内容とした。

また、同日に開催された日本絹人織織物振興連盟の平成23年度通常総会では、平成22年度事業報告・収支決算報告及び平成23年度事業計画・収支予算等が承認された。

◇平成２３年度生糸の関税割当制度の申請手続きについて◇

本会は、平成２３年度生糸の関税割当制度の申請受付を開始しました。

平成２３年度(平成２３年４月から平成２４年３月まで)に生糸の輸入を希望する本会の会員等(絹織物産地組合並びに絹織物業者)は、下記により関税割当申請書類を作成の上、平成２３年４月１日までに本会宛にご提出ください。なお、関税割当数量(輸入枠)決定に際しては前年の輸入実績を勘案することになっておりますが、平成２２年度の輸入実績は輸入枠に余りが生じる状況から平成２３年度の輸入枠はそれに見合った削減が見込まれます。

申請数量については生産計画に基づいた輸入必要量を申請することになりますが、申請総量が輸入枠を超えた場合は、農水省による調整(申請者ごとの昨年の輸入実績を勘案した申請数量の調整)がありますので、ご承知おきください。

書類の提出期間

平成２３年４月～平成２４年３月までの輸入割当分の申請

農水省の受付期間 平成２３年４月１日(金)～４月１１日(月)

日絹連への申請書類の提出は４月１日までにお願いします。

なお、本申請手続きのご案内は前年に申請した組合に対して行っておりますが(3/8付け第６号)、新規に申請される場合は本会にお問い合わせください。

◇第４８回繊維通商問題研究会の開催◇

第４８回繊維通商問題研究会が２月２８日(月)に繊維会館会議室で開催された。会議は下村委員長の挨拶の後、(１)日本の繊維貿易の現況、(２)ＷＴＯ交渉レビュー、(３)ＥＰＡ交渉の状況、(４)ＴＰＰの推進、(５)ＥＰＡ協力の状況、(６)特惠関税制度改正等についての報告と意見交換並びに検討が行われた。

まず日本の繊維貿易の現況について、事務局から①２０１０暦年の輸出は前年比１０％近い伸び(円ベース、以下同)で、輸入は微減の９９％となった、ただし、一昨年比ではそれぞれは８３％、８８％水準である、また、国別動向ではタイ・インドネシア・パキスタン向け輸出が高い伸び率であった、②２０１０暦年の輸入は米州が１０７％で回復基調の半面、東南アジアや欧州は依然軟調であり、国別動向ではバングラデシュや台湾からの輸入が大きく伸長し、ベトナム・タイ等は堅調、輸入の大宗を占める中国からは３％減で構成比も１．７ポイント減少した等の説明があった。

ＷＴＯ交渉レビューについては、通商機構部担当官から、ＮＡＭＡ(非農産品市場アクセス)交渉の全体像や関税削減交渉・非関税障壁の概要説明があった。この中で繊維等ラベル表示に関して、米・欧は原産地ラベル表示の義務を提案している旨の説明があった。

次に、EPA交渉の状況については、①11月下旬にあった韓国との分野別専門産業会合は進捗なし、②TPP交渉への参加に向けてニュージーランドや豪州等から情報収集している、③インドとの交渉は2011年中に発効を目指している等の説明があった。

また、特惠関税制度改正等については、①同制度の10年間の延長、②同制度のシーリングの廃止とシーリング品の関税率の見直し、③国別品別特惠関税適用除外の運用見直し（中国）品の一部に特惠関税適用停止、④一部の繊維品の関税撤廃及び関税引き下げ、⑤特惠関税の繊維品の原産地規則の緩和等についての説明があった。

2011年3月までに関係改正法案（関税法・関税暫定措置法）が国会で成立すれば、4月1日から改正制度延長がなされる予定である。（別掲あり）

平成22年度経済連携促進のための産業高度化推進事業に基づいて行われた「アセアン諸国へのアパレル等繊維産業ミッション派遣事業」については、アパレル産業協会からタイ・インドネシア・ベトナム・カンボジア・ミャンマーの5カ国に対する事業実績の概要が報告された。なお、次回開催は3月29日14時の予定である。

◇特惠関税制度の適用期限の延長と見直し◇

「関税定率法等の一部を改正する法律案」が平成23年1月28日に国会に提出されました。2011年3月までに関係改正法案（関税法・関税暫定措置法）が国会で成立すれば、4月1日から改正制度延長がなされる予定です。（繊維分野については、繊維産連・繊維通商問題研究会で見直しの検討が加えられてきました。

平成22年度末に適用期限が到来する特惠関税制度は、適用期限が10年延長されるとともに以下の見直しが行われることになりました。

1. 鋳工業産品に設定している年間の特恵適用の限度枠（シーリング）を廃止し、適用する特惠税率の見直しをする。
2. 産品の競争率に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準を見直しする。
3. 特惠適用の対象から除外、一般の税率（最恵国待遇税率－MFN税率）を引き下げる品目を見直しする。
4. 繊維製品に関する特惠原産地規則について、途上国の特惠利用拡大を行う。
5. 世界銀行統計において3年連続で「高所得国」に該当したオマーン、トリニダード・トバコ及びバルバドスを特惠適用の対処から除外する。

本会に関係する具体的品目については次のとおり。

1. シーリング廃止後の鋳工業産品に係る特惠税率見直し品目

1. 特惠税率を無税とする品目——左欄の数は現行シーリングの項番号

36—絹ノイル織物等（WTO協定税率は10%または8%である）

* 絹織物は、LDC（後発開発途上国）を除き、これまで通り特惠関税は供与されません。

2. 特惠税率を一般の税率（MFN税率）の60%とする品目

56－絹製のネクタイ等のうち、関税率表6307.90に掲げる品目のうち絹製で長方形以外の形状に単に裁断したもの

* 絹製ネクタイ生地の特恵税率は、シーリング枠、無税 ⇒ $(4.7\% \times 0.6) = 2.8\%$ に

3. 特惠税率を一般の税率（MFN税率）の80%とする品目

43－ポリエステル製の長繊維の糸（絹の重量が全重量の10%を超えるもの以外のもの）

44－合成繊維の長繊維の糸の織物

* 合成繊維（長）織物の特惠税率は現行通り $(5.3 \sim 8.2\%) \times 0.8 \Rightarrow 4.2 \sim 6.5\%$ に

45－人造繊維の長繊維の糸の織物（第43項及び第44項のものを除く。）

51－細幅織物等

55－ハンカチ

58－ベッドリネン、テーブルリネン等

2. 製品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準

特惠受益国・地域（例えば中国）を原産地とする物品のうち、過去3年間の平均で、当該物品の輸入額が同一の物品の総輸入額の50%を超える物品は、特惠適用の対象から3年間除外する。

ただし、過去3年間の平均で当該物品の輸入額が15億円を超えない場合は除外しない。

3. 製品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の対象品目

（以下の鉱工業製品は、中国からの特惠関税輸入が適用されません！）

* 左欄の数は関税率表の項番号（HS4桁）です。

5702－じゅうたん等紡織用繊維の床用敷物（織物製）、5806－細幅織物等、

6213－ハンカチ（織物）、6214－ショール、スカーフ、マフラー等（織物）

6217－その他の衣類附属品等（織物）、6302－ベッドリネン等、630

3－カーテン等

4. 特惠適用の対象から除外する品目

56－絹製のネクタイ等のうち、関税率表6215.10に掲げる品目

* シーリング枠、無税 ⇒ 13.4%の基本税率が適用になります。

5. 一般税率を引き下げる品目

一部刺しゅう布を除き本会関係の品目はありません =

【その他、関税暫定措置法の1年延長 等】

1. 繭・生糸の関税割当制度、特別緊急関税制度は維持・延長され、暫定税率等の適用期限は1年延長されます。

2. 加工再輸入減税制度の延長

平成23年3月31日で期限を迎える加工再輸入減税制度の適用期間は、3年間の延長され平成26年3月31日までとなります。

東北地方太平洋沖地震への対応

◎地震被害による雇用調整助成金の要件緩和（厚生労働省）

厚生労働省は3月17日、東北地方太平洋沖地震に伴う「経済上の理由で事業活動が縮小」した企業について、賃金や手当の一部を助成する雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）の特例（支給要件緩和）を発表しました。

被災地にある企業（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所に限られます。）が対象になります。

（主な要件緩和の内容）

- ・生産指標の確認期間が3ヶ月から1ヶ月に短縮されます。
- ・平成23年6月16日までの間は、震災後1ヶ月間の生産指標の値が減少する見込みである事業所の事業主も対象となります。

但し、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、地震を直接的な理由（避難勧告や避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小について、「経済上の理由に該当しないため、本助成金の対象にはならないとのことです！！

なお、詳細は地元のハローワークにお問合せ下さい。

◎平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について（中小企業庁）

上記災害の発生に伴う初動の被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置等を行ったところですが、この災害は、広い範囲で甚大な被害が発生しているため、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されることとなりました。

本指定等を受けて、被災中小企業者対策として、以下の措置を講ずることとしました。今回の災害は、被害の全容が未だ明らかではなく、一方でその拡大も予断を許さないことから、措置の対象は「全国」とします。

1. 災害関係保証の発動

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証します。（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円。）

2. 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長（7年以内→9年以内）します。

3. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。（都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助。）

4. 災害復旧貸付の金利引下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害

復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います。

(注) 資金使途：運転資金又は設備資金

貸付限度額：日本公庫（中小事業1.5億円、国民事業3千万円）商工中金1.5億円

貸付金利：基準金利（中小事業1.75%、国民事業2.25%）

（貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在））

金利引下げ：貸付額のうち1千万円を上限として貸付金利から0.9%を引下げ

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁経営安定対策室長横尾 担当者：畠山、今福

電話：03-3501-1511（内線5251～5255）

03-3501-2698（直通）

中小企業庁金融課長濱野 担当者：大貫、木村

電話：03-3501-1511（内線5271～5275）

03-3501-2876（直通）

◎平成23年東北地方太平洋沖地震等に係る被災中小企業者対策について

（小規模企業共済災害時貸付等の追加対策）

上記災害の発生につき、経済産業省は、小規模企業共済契約者に対する貸付制度について、一段の金利引き下げ等の措置を講じ、危急の事業資金の確保のための支援を拡充します。

1. 「災害時貸付」の更なる条件緩和

上記災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、（独）中小企業基盤整備機構において原則として即日到低利で融資を行う「災害時貸付」を既に実施しているところです。今般、この貸付金利を無利子にするなど特段の配慮を講じ、貸付条件の更なる条件緩和を実施します。

（3月11日以降、既に貸付けを受けられている共済契約者についても、遡って当該措置を適用します。）

（1）貸付金利の無利子化

貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置を既に講じているところですが、今般の甚大な被害状況に鑑み、当該地震の直接罹災共済契約者については、貸付金利を無利子とする特段の配慮を講じます。（間接被害者については、引き続き、貸付金利0.9%を適用します。）

（2）貸付限度額の引き上げ

貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げます。

（ただし、共済契約が解約された場合に支払われる解約手当金の範囲内となります。）

（3）償還期間の延長及び据置期間の設定

①償還期間を1年間延長することにより、資金繰りを支援します。

(i) 貸付金額が500万円以下の場合、3年を4年に延長します。

(ii) 貸付金額が505万円以上の場合、5年を6年に延長します。

②据置期間を設定し、罹災当初の資金繰りを支援します。

(i) 設定なし→据置期間12ヶ月

2. 「緊急経営安定貸付」の適用

上記災害の発生により、港湾・道路等の途絶、計画停電の実施、ガソリン・資材等の流通難等、多様な弊害が発生しています。これらの影響を受け、事業活動に支障をきたし、1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる小規模企業共済契約者に対し、貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置（緊急経営安定貸付の適用）を実施します。

（本件に関するお問い合わせ先）

中小企業庁経営安定対策室長横尾 担当者：若井、飯沼 電話：03-35011511（内線5251～5255）03-3501-0459（直通）

◎計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについての厚生労働省の見解

基監発0315第1号

平成23年3月15日

（都道府県労働局労働基準部監督課長 宛て）

計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて

休電による休業の場合の労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第26条の取扱いについては、「電力不足に伴う労働基準法の運用について」（昭和26年10月11日付け基発第696号。以下「局長通達」という。）の第1の1において示されているところである。

今般、平成23年東北地方太平洋沖地震により電力会社の電力供給設備に大きな被害が出ていること等から、不測の大規模停電を防止するため、電力会社において地域ごとの計画停電が行われている。この場合における局長通達の取扱いとは下記のとおりであるので、了知されたい。

記

1 計画停電の時間帯における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。

2 計画停電の時間帯以外の時間帯の休業は、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業に該当すること。ただし、計画停電が実施される日にお

いて、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不相当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて原則として法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないこと。

3 計画停電が予定されていたため休業としたが、実際には計画停電が実施されなかった場合については、計画停電の予定、その変更の内容やそれが公表された時期を踏まえ、上記1及び2に基づき判断すること。

(参考) 基発第696号(昭和26年10月11日)

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長宛て

電力不足に伴う労働基準法の運用について

最近電力事情の悪化は、全国的問題となり、各方面に深刻な影響を与えつつあるのであるが、労働基準法の適用についても、幾多の困難な問題が生じている。然して、電力問題は、根本的には、電力の確保増強と、その需給調整により左右されるところが大きいことに鑑み、本省においては、公益事業委員会宛別紙の通り申入れを行い電力の確保と需給調整の合理化と計画化について要望したのであるが、貴局においても電力事情の実態を不断に把握し、左記要領により行政運営上万全の措置を講ぜられたい。

第1 労働基準法の運用について(抜粋)

1 法第26条関係

休電による休業については、原則として法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当しないから休業手当を支払わなくとも法第26条違反とはならない。なお、休電があっても、必ずしも作業を休止する必要のないような作業部門例えば作業現場と直接関係のない事務労働部門の如きについてまで作業を休止することはこの限りでないのであるが、現場が休業することによつて、事務労働部門の労働者のみを就業せしめることが企業の経営上著しく不相当と認められるような場合に事務労働部門について作業を休止せしめた場合休業手当を支払わなくとも法第26条違反とはならない。

◎「東北地方太平洋沖地震」に関連する中小企業者向けの広報体制強化について

上記災害に関する中小企業施策関連情報を、被災中小企業及び関連する全国の中小企業に迅速かつ的確に提供するため、中小企業関係期間のネットワークを活用し広報体制の強化を行いました。

1. 政府及び政府関係機関の中小企業施策関連情報を、中小企業関係機関経由で提供し、提供を受けた機関は、傘下の地方支部局や構成団体を含むネットワーク、情報提供ツ-

ルを最大限に活用し、可能な限り会員や取引先以外の中小企業者にも広く情報提供することを、中小企業庁から各機関に要請し、協力していただけることとなりました。

2. 協力していただける主な中小企業関係機関は以下の通りです。今後、更に協力機関の拡充を図ってまいります。

- ・ 日本商工会議所 ・ 全国信用保証協会連合会
- ・ 全国商工会連合会 ・ 東京中小企業投資育成株式会社
- ・ 全国中小企業団体中央会 ・ 名古屋中小企業投資育成株式会社
- ・ 全国商店街振興組合連合会 ・ 大阪中小企業投資育成株式会社
- ・ 全国商店街支援センター ・ 中小企業診断協会
- ・ 全国中小企業取引振興協会 ・ 日本税理士会連合会
- ・ 中小企業家同友会全国協議会 ・ 全国法人会総連合
- ・ 中小企業基盤整備機構 ・ T K C 全国会
- ・ 日本貿易振興機構（ジェトロ） ・ 全国青色申告会総連合
- ・ 日本政策金融公庫 ・ 日本弁護士連合会
- ・ 商工組合中央金庫

（順不同）

◎東北地方太平洋沖地震による省エネルギーへの協力依頼について

経済産業省は、海江田大臣より産業界に対して最大限の省エネルギーへの取組を文書で要請いたしました。

※本協力依頼は、被災地を除く東京電力及び東北電力管内の事業所における取組を対象としております。

①. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、東京電力管内（注1）において相当の電力供給力不足が発生することから、本産業界に対して3月13日に電力使用の抑制に関する要請をさせていただいたところです。

②. 昨日3月14日は、電力供給力の約3,100万kWに対して、最大需要は約4,100万kWに至ると見込んでおりました。この1,000万kWの供給力不足が想定され、事態を放置すれば大規模停電が避けられない状況を踏まえ、国民生活に大きく影響する計画停電に踏み切ることとなりました。

③. 東京電力管内の厳しい電力需給の状況は今後も続くことが予想されるほか、東北電力管内（注2）においても相当の電力供給力不足が発生し、3月16日から計画停電に踏み切ることとなっていることを受け、当面、省エネルギーの取組強化のため、別紙のアクションの実施をはじめとした産業界の皆様の最大限の取組を文書で要請いたしました。

※注1：栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

※注2：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

省エネルギーに向けた協力依頼

厳しい電力の需給状況に対応するため、以下の省エネルギーに関する対応をお願いいたします。

【空調】

- 暖房は19℃以下を目安に現在の設定より低くする。
- 暖房機器は不必要なつけっぱなしをせず、運転時間を短縮する。
- 暖房効果を高める工夫をする。
 - ・エアコンのフィルタの清掃
 - ・ウォームビス（暖かい服装をする）
 - ・夜間におけるブラインド・カーテンの使用

【照明】

- 人のいない部屋の照明は、可能な限り消灯する。
 - ・昼間：廊下、ロビー、エレベーターホールの照明の全消灯
 - ・昼間：執務室内窓側・廊下側照明の全消灯
 - ・夜間：安全確保のための最小限の照明に制限
 - ・昼休みの消灯の徹底
 - ・終業時の一斉消灯
 - ・建物の外側（野外連絡通路灯、駐車場灯、庭園灯など）の消灯
- 照明は、省エネルギー型の蛍光灯や電球形蛍光灯、LEDを使用する。
- 広告・ネオン等の点灯をできるだけ控える。
 - ・点灯時間の短縮・消灯

【エレベーター・エスカレーター】

- エレベーター・エスカレーターの使用をできるだけ控える。
 - ・エレベーターの稼働台数を概ね半分に以下に
 - ・エスカレーターの運転は必要最小限に
 - ・近くの階への昇降は階段を使用（2アップ、3ダウン）

【トイレ】

- 温水洗浄便座、手洗い用電気給湯器の電源を切る。

【事務機器・電気機器】

- 事務機器やテレビの使用をできるだけ控える。
 - ・長時間席を離れる、使用しない場合には、こまめにPCをシャットダウンする
 - ・プリンター、コピー機、複合機等は必要最小限のもの以外は電源を切る
 - ・コピー、プリントアウトの量を必要最小限に
 - ・誰も見ていないテレビはスイッチを切る
- 冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をし、効率的に使用する。
 - ・詰め込みすぎない

- ・冷蔵強度を適切に（強→中）

- ・無駄な開閉をやめる

○給湯器、電気ポット、コーヒーマーカー、電子レンジの電源を切り、コンセントを抜き、待機時消費電力を削減する。

【エントランス・庭】

○自動ドアの電源を切る。

○噴水や滝の運転を停止する。

【自動車】

○外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用する。

- ・社用車の使用抑制・効率的利用に努める。

○運転の際には、ふんわりアクセル、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングに気を付ける。

【社内体制】

○省エネルギーのための社内体制を整備する。

- ・省エネルギー担当部署・担当者の設置

- ・省エネルギー委員会などの専門組織の設置

- ・職員への対策周知

○家庭での省エネルギー対策について、職員及びその家族へ周知徹底する。

【生産・営業体制】

○生産・営業体制の合理化により省エネルギーを一層強化する。

【その他】

○電気、ガス、石油機器等の導入は、省エネルギータイプのものを選択する。

◇ 今月の「資金調達ナビ」最新の支援情報(全国版) ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することができます。

中小機構ホームページ<http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(全国版)

平成 23 年度予算に係る戦略的基盤技術高度化支援事業の公募について(中小企業庁)

複数の中小企業者、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の売上見込みや事業化スケジュールが明確に示されている提案を支援します。応募対象は、認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発等の事業になります。法認定申請の締切日は、平成 23 年 5 月 10 日(火)です。募集期間：2011/3/10 ～ 2011/5/10

中小企業緊急雇用安定助成金 (厚生労働省(ハローワーク))

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

募集期間：平成 20 年 12 月から当面の間

経営環境変化資金(セーフティネット貸付) (日本政策金融公庫 国民生活事業)

社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業者に対し、経営基盤の強化を図るための資金を融資します。融資額は 4,800 万円以内です。

募集期間：～ 2012/3/31

金融環境変化資金(セーフティネット貸付) (日本政策金融公庫 国民生活事業)

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金を融資します。融資額は別枠 4,000 万円以内です。募集期間：～ 2012/3/31

取引企業倒産対応資金(セーフティネット貸付) (日本政策金融公庫 国民生活事業)

取引企業などの倒産により経営に困難を来している中小企業者に対し、企業の運営上一時的に必要な資金を融資します。融資額は別枠 3,000 万円以内です。

募集期間： ～ 2012/3/31

動 向

- 2月21日 経済産業省 下請ガイドライン説明会
- 22日 繊維産業流通構造改革推進協議会「第3回経営トップセミナー」
- 24日 当会正副会長・正副理事長会議
- 25日 経済産業省繊維課長西陣産地視察
- 28日 第48回繊維通商問題研究会
繊維産業連盟 幹事会
- 3月 3日 全国団体中央会平成22年度第3回全国団体運営研修会
- 4日 当会振興連盟監査会
- 7日 繊維評価技術協議会理事会・総会
関東織物産地連絡協議会3月例会
- 9日 工業会理事会・評議員会・臨時総会
- 〃 連合会理事会・臨時総会
- 〃 振興連盟平成22年度通常総会
- 10日 大日本蚕糸会 蚕糸絹情報連絡会
- 18日 大日本蚕糸会 理事会・評議員会

会議予定

- ☆ 繊維貿易会館第128回理事会
3月25日（金） 11時 於 上野精養軒
- ☆ 繊維通商問題研究会制度関連チーム
3月28日（月） 13時30分 於 繊維会館
- ☆ 日本繊維産業連盟「東北関東大震災対策委員会」
3月28日（月） 15時30分 於 繊維会館
- ☆ シルクセンター理事会
3月28日（月） 14時 於 シルクセンター国際貿易観光会館
- ☆ 全国中小企業共済財団第148回評議員会
3月29日（火） 11時 於 ルポール麹町
- ☆ 第49回繊維通商問題研究会
3月29日（火） 14時 於 繊維会館

- ☆ 日本絹業協会 純国産絹マーク審査委員会
3月30日(水) 14時 於 蚕糸会館

イベント

- ☆ インターテキスタイル北京—アパレルファブリックス
3月30日(水)～4月1日(金)
会場：北京中国国際展覧中心
- ☆ 十日町きものフェスタ2011
4月11日(月)～15日(金) 10時～16時
会場：十日町地域地場産業振興センター
- ☆ きものサミットIN十日町
4月15日(金) 14時45分～17時45分
会場：当間高原リゾートホテルベルティオ
- ☆ 第55回新作博多織展
4月15日(金)～20日(水)
会場：全国伝統的工芸センター
- ☆ JFW Textile Business 商談会
5月11日(水)～12日(木)
会場：青山テピア&スタジアムプレイス青山(バイヤー限定)